

# 北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針

北広島市教育委員会

令和 2 年 3 月



## 目 次

はじめに	1 ページ
1 適正規模に関する基本方針について	2 ページ
2 北広島市の児童生徒数・学校規模の推移と推計について	3 ページ
(1)児童生徒数の推移と推計	3 ページ
(2)学校規模の推移と推計	4 ページ
3 学校の適正規模化等の検討が必要な理由	8 ページ
4 北広島市立小学校及び中学校の適正な学校規模について	11 ページ

はじめに

全国的に少子化が進む中、本市でも児童生徒数が減少してきており、その結果、1校あたりの学級数が減少する学校の小規模化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所の推計における本市の年少人口（0歳から14歳まで）は、2020年（令和2年）の6,298人に対し、2030年（令和12年）にはその約80%となる5,064人にまで減少する見込みとなっており、児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化の傾向は今後も続くものと思われま

す。学校の小規模化が進むと、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質が十分に生かされないなど、様々な課題が生じる可能性があることが指摘されています。

北広島市教育委員会では、平成17年11月に北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会（以下「審議会」という。）から小学校の適正規模についての答申をいただき、平成19年3月に小学校の適正規模に関しての基本方針を決定しているところですが、教育をとりまく社会情勢の大きな変化や上記の推計などから、改めて本市における小学校の適正規模及び新たに中学校の適正規模について検討を行うこととし、平成30年8月に審議会に北広島市立小学校及び中学校の適正規模の在り方についての諮問を行い、様々な視点からご検討をいただき、令和元年11月に答申を受けました。

この答申では、子どもたちにとってより良い教育環境を確保するためには一校あたり一定の学級数が望ましいとの答申をいただきました。同時に、今後の検討にあたっては保護者や地域住民の意見に配慮して検討する必要があることなどの付帯意見もいただいたところです。

北広島市教育委員会では、この答申を受け、未来を担う子どもたちにとってより良い教育環境の確保と教育の質の向上を図る観点から、北広島市立小学校及び中学校の適正規模についての考え方について「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」としてまとめることとしたものです。

## 1 適正規模に関する基本方針について

この基本方針は、小規模化が進む北広島市の小学校及び中学校において、子どもたちにとってより良い教育環境の確保と教育の質の向上を図る観点から、学校の適正規模についての基本的な基準を定めるものです。

なお、この基本方針には、分校を除くほか、特別支援学級は、個々の障がいの状況に応じた教育的ニーズやインクルーシブ教育を踏まえ、合理的配慮のもとに学級の設置についての検討を行うことから、この基本方針の対象には含んでいません。

また、学級数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の規定に基づき、小学校1年生については1学級あたり35人、その他の学年については1学級あたり40人を基本としながら、小学校2年生及び中学校1年生については、北海道における少人数学級実践研究事業による1学級あたり35人により積算しています。（各学校においては、加配教員の活用や学校体制の工夫などにより、教科ごとの必要性に応じて少人数指導等を積極的に取り入れており、この基本方針の策定により、その方向性が変わることはありません。）

### <<本基本方針の取り扱いに関する留意事項>>

学校の規模等に関して、各地域が抱える実情や課題は様々であり、基準に満たない、若しくは基準を超える学校の適正規模化※1や適正配置※2、学校の存続等（以下「適正規模化等」という。）の選択にあたっては、保護者や地域住民の意見に配慮するとともに、実際に抱えている課題や児童生徒の実態、小規模校の充実策、財政面など、様々な角度から地域の特性に応じたきめ細かな分析や検討が必要です。

したがって、この基本方針は、北広島市立小学校及び中学校について、適正規模化等の検討が必要な学校を考える上での基準として定めるものであることに留意する必要があります。

※1 学校規模の適正化を図る手段（学校同士の統合、通学区域の見直しなど）

※2 通学条件等（通学距離、通学時間、通学方法）により、どこに学校があるべきか

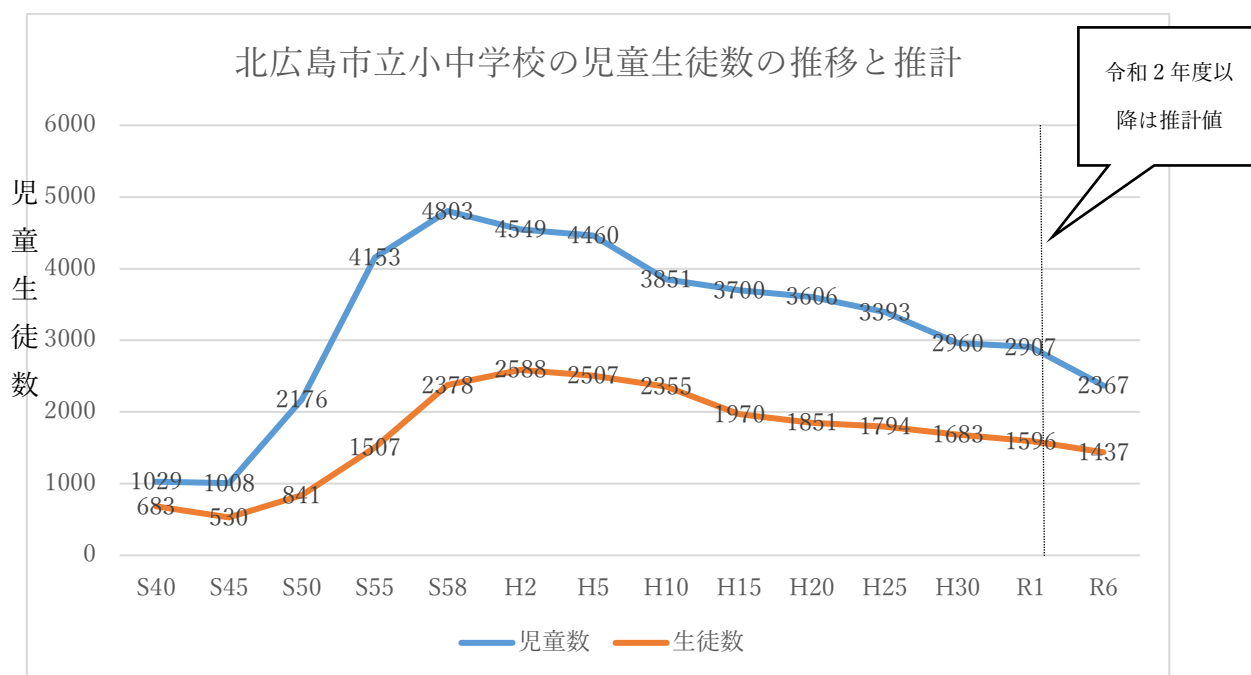
## 2 北広島市の児童生徒数・学校規模の推移と推計について

### (1) 児童生徒数の推移と推計

北広島市立小学校の児童数は、昭和 58 年度の 4,803 人をピークに、その後減少傾向になっており、令和元年度の児童数は 2,907 人まで減少し、昭和 58 年度の約 60%に減少しています。

北広島市立中学校の生徒数については、平成 2 年度の 2,588 人をピークに減少傾向となっており、令和元年度の生徒数は 1,596 人まで減少し、平成 2 年度と比較すると約 62%まで減少しています。

住民基本台帳人口による推計では、令和 2 年度以降も児童生徒数の減少傾向は続き、令和 6 年度の児童数は 2,367 人（昭和 58 年度比較約 49%）、生徒数は 1,437 人（平成 2 年度比較約 56%）になる見込みとなっています。



※令和元年度までの数値は、各年度 5 月 1 日時点の学校基本調査による。

※令和 2 年度以降の推計は、令和元年 5 月 1 日時点の住民基本台帳人口による。

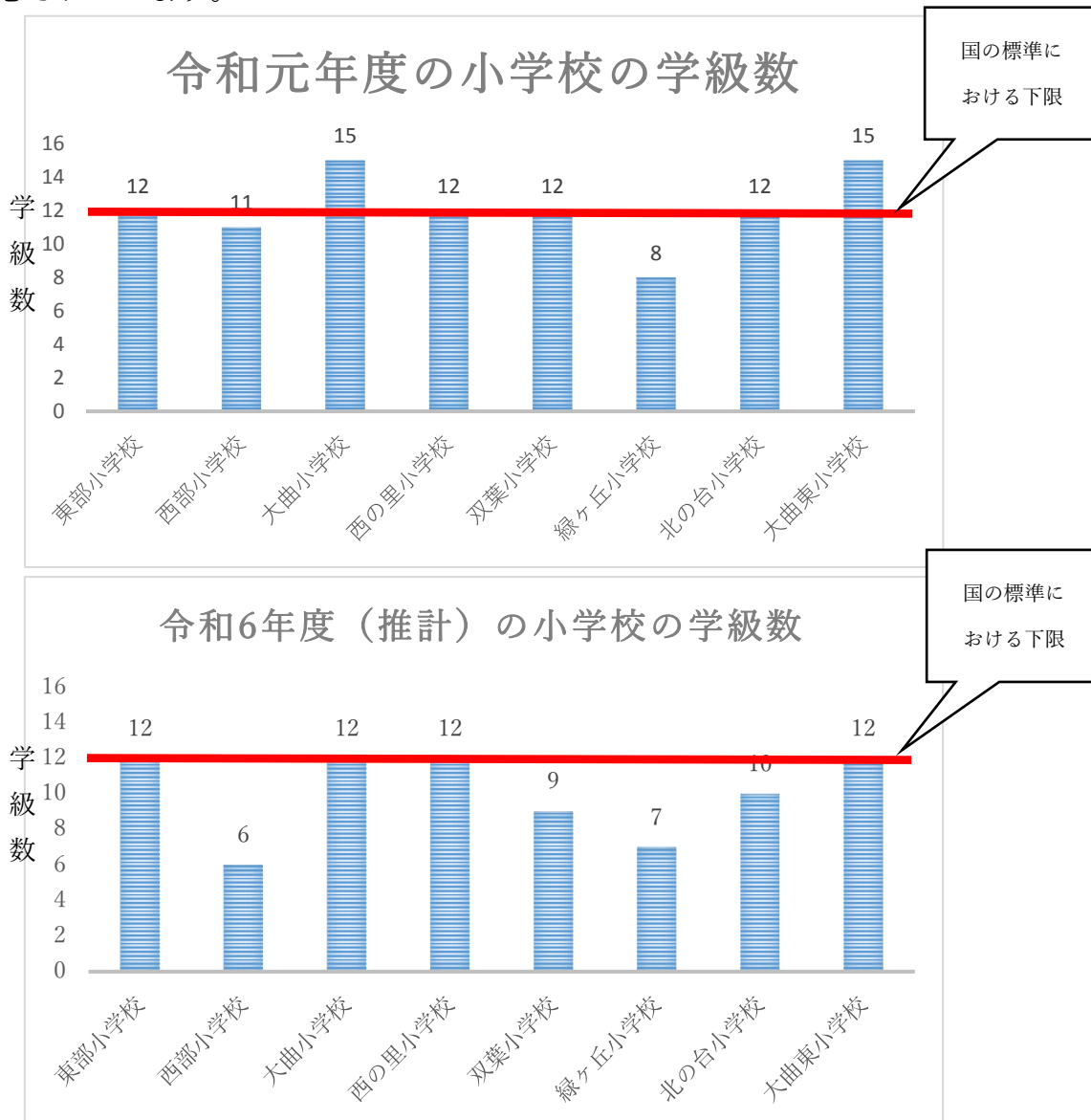
## (2) 学校規模の推移と推計

### ① 小学校における学級数の現状と推計

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を基準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されています。

令和元年度では、市内の小学校において、上記の標準学級数を下回る学校は小学校2校となっています。

令和元年4月末日の住民基本台帳人口を基に推計すると、市内の児童数は今後も減少し、令和6年度には標準学級数を下回る学校は小学校4校となることが予想されています。

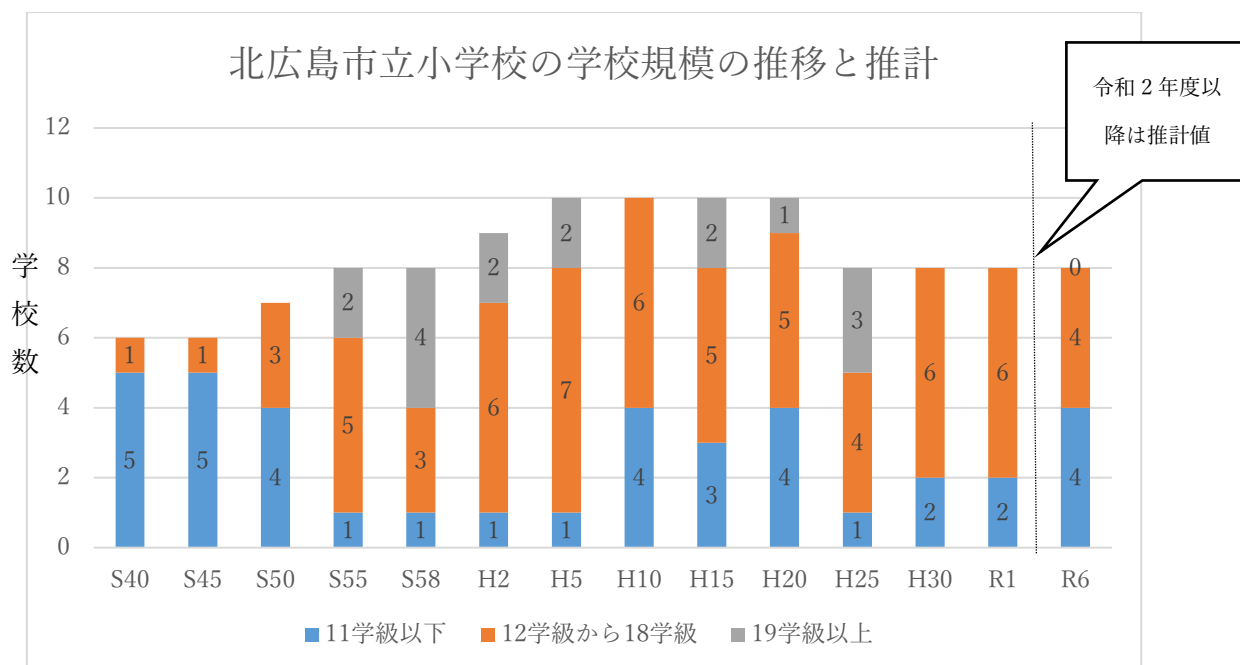


## ②小学校における学校規模の推移と推計

本市では、子どもたちにとってのより良い教育環境の整備を図る観点から、平成2年度に東部小学校から分離して北の台小学校を新設、平成4年度には大曲小学校から分離して大曲東小学校を新設して学校規模の適正化を図ってきました。

しかし、全国的な少子化の進展は、本市においても例外でなく、平成24年度には、広葉小学校と若葉小学校を統合して双葉小学校を新設、高台小学校と緑陽小学校を統合して緑ヶ丘小学校を新設し、現在は、小学校を8校設置しています。なお、学校規模では、11学級以下の小学校は2校、12学級から18学級までの小学校は6校となっています。

住民基本台帳による今後の児童数の推計では、小学校の小規模化は進み、令和6年度では、11学級以下の小学校が4校、12学級から18学級までの小学校が4校になる見込みとなっています。



※各年度5月1日現在の学校基本調査による。推計値については、令和元年5月1日時点の住民基本台帳人口による。

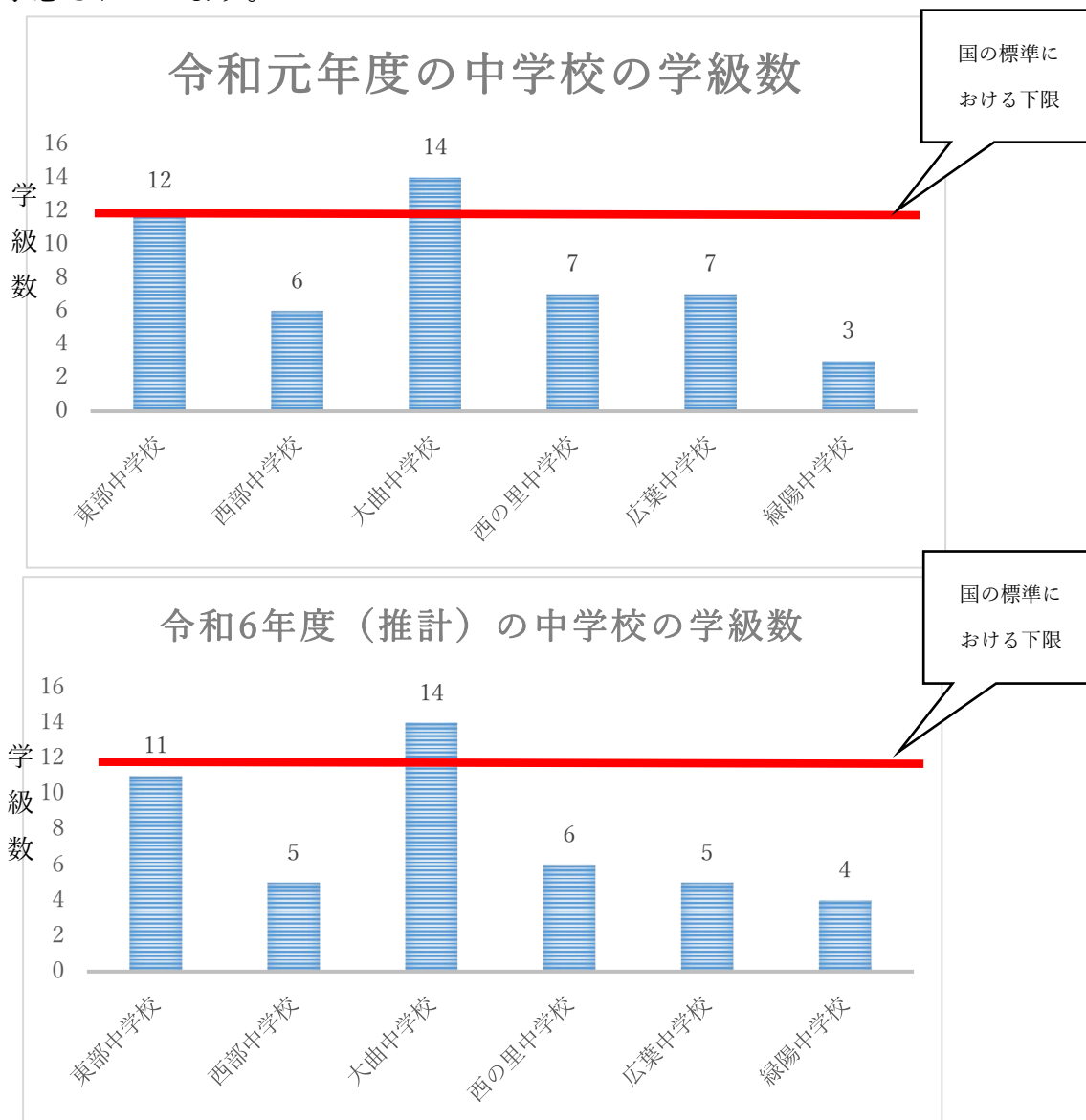


### ③中学校における学級数の現状と推計

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を基準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定されており、中学校については同法施行規則第79条において小学校の規定を準用することとされています。

令和元年度では、市内の中学校において、上記の標準学級数を下回る学校は中学校4校となっています。

令和元年4月末日の住民基本台帳を基に推計すると、市内の生徒数は今後も減少し、令和6年度では、上記の標準学級数を下回る中学校は5校となることが予想されています。

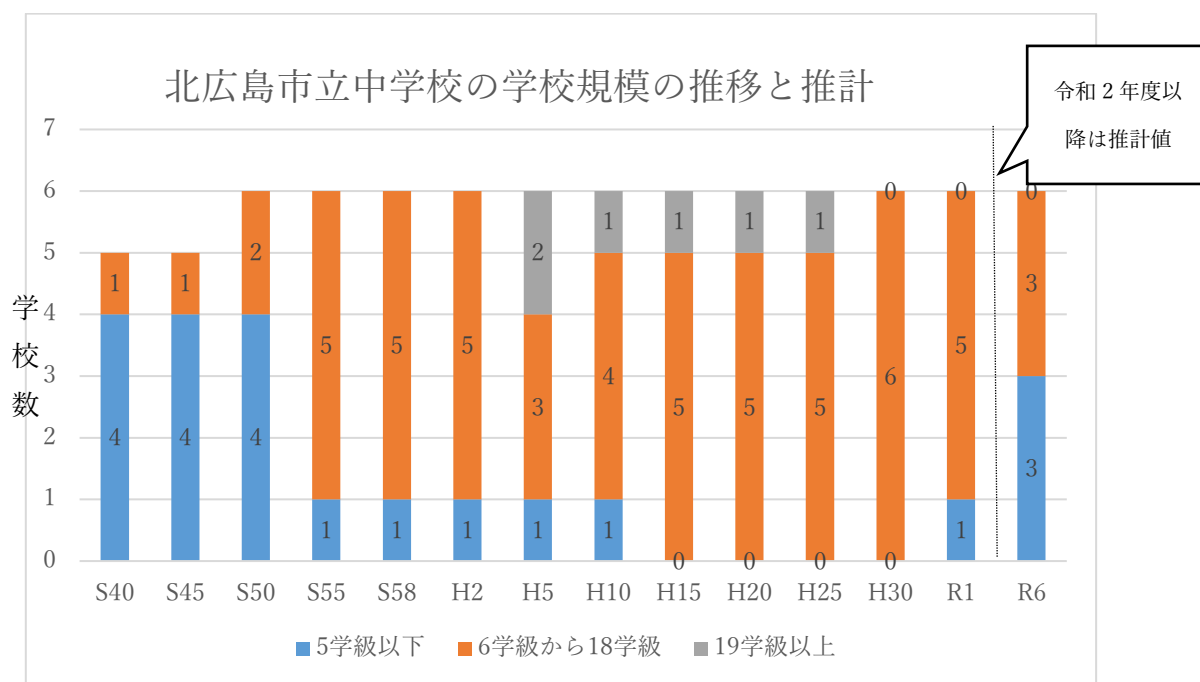


#### ④中学校における学校規模の推移と推計

昭和 45 年から着工された北広島団地地区の造成・分譲に伴い、昭和 49 年 2 月に広葉中学校を新設、昭和 53 年度には緑陽中学校を新設し、現在 6 校の中学校を設置しています。(昭和 54 年度に町立共栄小・中学校を道に移管、札幌養護学校の分校となる。)

北広島市立中学校のうち、最大の学校規模となったのは、平成 9 年度の大曲中学校の 22 学級でしたが、それ以降、中学校の小規模化は進み、令和元年度では、5 学級以下の中学校が 1 校、6 学級から 18 学級までの中学校は 5 校となっています。

住民基本台帳による今後の生徒数の推計では、中学校の小規模化はさらに進むことが予想されており、令和 6 年度には、5 学級以下の中学校が 3 校、6 学級から 18 学級までの中学校が 3 校になる見込みとなっています。



※各年度 5 月 1 日現在の学校基本調査による。推計値については、令和元年 5 月 1 日時点の住民基本台帳人口による。

### 3 学校の適正規模化等の検討が必要な理由

規模の小さな学校では、児童生徒と教員、保護者、地域住民との相互の結びつきが深くなることにより、家庭的な雰囲気の中で、子どもたち一人ひとりにきめ細やかな関わりができるなどの長所がある一方で、集団の中で様々な人の多様な意見に触れ、思考を深める機会が少なくなるなどの課題が生じる場合があります。

規模が大きな学校では、児童生徒数や教員数が多いことから、多様なクラス編制や行事、特別活動を通じて新たな価値観や人間関係が形成されたり、教職員間で多様な意見や議論が行われ職場が活性化するなどの良い面がある一方で、同学年でも相互の交流がもちにくいなど、児童生徒間の人間関係が希薄化したり、学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合があるなどの課題があります。

これらを踏まえ、子どもたちにとってより望ましい教育環境を確保し教育の質の向上を図るためには、学校の適正規模化等を検討する必要があります。

#### (1) 学級数が少ないことが学校運営等に与える影響

##### ①学級数が少ないことによる影響

メリット	デメリット
●児童生徒一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	●クラス替えがないまま何年も経過すると、児童生徒同士の人間関係が固定化し、個々のチャレンジが生まれにくい。
	●中学校では、免許外指導が生じ、教員の教科指導の負担増とともに適正な指導や評価に影響が出る可能性がある。
●異学年活動を行いやすい。	●団体活動において盛り上がり欠ける内容となったり、クラス替えのない期間が長期になることで、子どもたちのクラスのポジションが固定化してしまう恐れがある。

	●クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができなくなるが考えられる。
●教育環境のゆとりができる。	●集団活動における教育効果が低下する恐れがある。
●保護者や地域社会との連携が図りやすい。	●PTA活動などにおける保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

### ②教員数が少ないことによる影響

メリット	デメリット
●全教員による児童生徒一人ひとりの把握がしやすい。	●教員の定数が少なくなり、多様な価値観との出会いが低下することが考えられる。 ●中学校では、免許外指導が生じ、その結果、教材研究や指導方法の検討にかかる時間が増大し、授業の質の低下や学力低下につながる恐れがある。
●施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	●教員一人ひとりの業務の増加による身体的・精神的負担が増加する可能性がある。
	●教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい。
●教員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	●教員間に多様な意見・議論が少なくなることが考えられる。
	●部活動やクラブ活動が制限されることが考えられる。

### ③①と②の課題が児童生徒に与える影響

メリット	デメリット
●児童生徒一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	●児童生徒が切磋琢磨する環境が乏しく、学びやすいが高め合う機会が豊かではなくなることが考えられる。
●学年を超えた活動場面での一人ひとりの児童生徒の役割や責任が高くなる。	●学習面や人間形成において、影響が生じる場合がある。

<p>●全校の児童生徒の顔と名前が子どもたちも教員も分かるようになり、相互理解のもと、家庭的な雰囲気でも過ごせる安心感がある。</p>	<p>●コミュニケーション能力やリーダーシップ育成に影響が生じる。</p> <p>●交友関係の固定化による弊害が考えられる。友人が少なくなり、仲間はずれになった場合など、改善が困難となる恐れがある。</p>
<p>●学校行事において、児童生徒一人ひとりの活動機会を設定しやすい。</p>	<p>●多様性の中での社会性やコミュニケーション能力が身につけにくく、ギャップが生じる場合がある。</p>

## (2) 規模が大きな学校に考えられる影響

- 学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- 集団生活においても同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある。
- 同学年でも相互の交流が持ちにくいなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある。
- 特別教室や体育館等の利用に当たって授業の割当や調整が難しくなる場合がある。
- 教職員が、児童又は生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが難しくなり、問題行動が発生しやすくなる場合がある。

#### 4 北広島市立小学校及び中学校の適正な学校規模について

##### (1) 適正規模についての基本的な考え方

- クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる学校規模であること。
- クラス替えによる新たな人間関係を構築する力や、多様な意見・価値観に触れることで、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことができる学校規模であること。
- クラス同士が切磋琢磨する教育活動や、クラスの枠を超えて行う委員会活動や遠足、修学旅行などの集団活動が効果的に行える学校規模であること。
- 学年に複数の教員を配置することで、同学年の教員による指導面の連携や協力が可能になり、より教育の質の向上を図ることができる学校規模であること。
- 校務分掌が適切に配分され、緊急時や学級経営上の問題などが生じた場合に適切な支援体制を組むことができる学校規模であること。
- 子どもたち一人ひとりの個性や特性に応じた指導が可能な学校規模であること。
- 特別教室や体育館などの施設利用に制限を受けることなく、授業時間を適切に割り当てることができる学校規模であること。

##### (2) 適正規模

本市では、上記を踏まえ、子どもたちへの指導面、学校運営面から総合的に検討した結果、児童生徒のより良い教育環境を確保し教育の質の向上を図る観点から、北広島市立小学校及び中学校の適正規模を次のとおりとします。

小学校	12 学級から 18 学級 (1 学年 2 学級から 3 学級)
中学校	6 学級から 18 学級 (1 学年 2 学級から 6 学級)

<<本方針の取り扱いに関する留意事項>>

学校の規模等に関して、各地域が抱える実情や課題は様々であり、適正規模に満たない、若しくは適正規模を超える学校の適正規模化や適正配置、学校を統合しないなどの選択にあたっては、保護者や地域住民の意見に配慮するとともに、実際に抱えている課題や児童生徒の実態、小規模校の充実策、財政面など、様々な角度から地域の特性に応じたきめ細かな分析や検討が必要です。

したがって、この方針は、北広島市立小学校及び中学校について、適正規模化等の検討が必要な学校を考える上での基準として定めるものであり、実際の学校の適正規模化や適正配置、学校を統合しないなどの選択にあたっては、教育機会の均等や教育水準の維持向上を踏まえながら、保護者や地域住民の意見、地域の特性などに応じて慎重に検討を行っていくこととします。